

様式第3号（第6条第1項関係）

杉戸町指令第46号

許 可 証

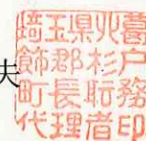
住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤2-9-10
氏 名 株式会社アイル・クリーンテック
代表取締役 藤生 光博

令和8年2月24日に申請のあった一般廃棄物処理業については杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山328 株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場
取扱廃棄物の種別	事業系一般廃棄物（糞殻）
収集運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	杉戸町内
処 理 料 金	—
営業許可期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 3 1 日
条 件	裏面許可条件のとおり

令和8年 3 月 2 日

杉戸町長職務代理者
杉戸町副町長 門 脇 利 夫



許可条件

- 1 業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則並びに杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則等の規定を守り、かつ、環境衛生上支障を生じないように留意し、必要な措置を講じること。
- 2 業務に使用する車両は、事前に届け出を行い、車体に規定の表示をすること。
- 3 「一般廃棄物処理業務報告書」の提出は、翌月の10日までとする。
- 4 一般廃棄物処理業許可申請事項のうち変更のあった場合は、速やかに届け出ること。
- 5 許可条件等に違反したときは、許可を取り消すこともある。
- 6 許可証の有効期間満了又は営業の許可を取り消されたときには、その日から7日以内に許可証を返納しなければならない。
- 7 取り扱い種目は、「杉戸町内」より発生する一般廃棄物（糞殻）とし、産業廃棄物は除くこと。
- 8 許可の内容は、「杉戸町内」の収集及び運搬とする。
- 9 以上により定めなきことは、別に協議する。